

地域密着型特別養護老人ホーム 笑顔いちばんの家 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人笑顔いちばんが開設する地域密着型特別養護老人ホーム笑顔いちばんの家(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「施設サービス」という。)の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、入居者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	地域密着型特別養護老人ホーム 笑顔いちばんの家
所在地	岐阜県各務原市鵜沼羽場町八丁目5-1

(入居定員)

第4条 施設は、その入居定員を29名とする。(ユニット型個室 29名)

2 ユニット数は3ユニットで形成する。

3 ユニットの定員は、2ユニットは10名、1ユニットは9名とする。

4 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長(管理者) 1名(常勤兼務)

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名以上（非常勤）

医師の職務は、入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 1名（介護支援専門員と兼務）

生活相談員の職務は、入退居に於ける面接手続き事務等と入居者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(4) 介護及び看護職員

介護職員 11名以上

看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）

介護及び看護職員の職務は、介護職員は入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 1名（常勤）

管理栄養士の職務は入居者の健康維持の為の会議の出席の他、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食管理業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 1名（生活相談員と兼務）

介護支援専門員の職務は、入居者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、入居者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(8) 事務員 1名以上

事務員の職務は、法人に係る事務全般とする。

第三章 設備

（設備及び備品等）

第6条 居室

入居者の居室は全室個室とする。居室にはベッド等を備品として備える。

第7条 共有リビング

共有リビングは入居者及び地域の方が交流し、交流の場所としてふさわしい形状を有する。

第8条 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

第9条 医務室

施設は、入居者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

第10条 浴室

浴室は、入居者が使用し易いよう一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

第11条 洗面設備

洗面設備は居室ごとに設ける。

第12条 事務室

事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

第13条 その他の設備

施設は、設備としてその他には、汚物処理室・リネン室・相談室・家族室・会議室などを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第14条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・並びに職員の勤務の体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第15条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第16条 施設の入居可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退居)

第17条 入居

施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

- 3 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合やその他入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 5 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 6 施設は、利用されていない居室（空床）がある場合、短期入所生活介護を利用することができる。

第18条 退居

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入居者の円滑な退居のために必要な援助を行なう。

- 2 施設は、第5条各号に規定する者により、入居者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第19条 入退居記録の記載

施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第20条 介護の取扱い

- (1) 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入居者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。
- (2) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
- (3) 施設は、その職員が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行なう。
- (4) 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- (5) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

第21条 施設介護サービス計画

- 1 施設の管理者は、介護支援専門員に介護サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以後「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

第22条 介護内容

- (1) 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- (2) 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入浴または清拭を行う。
- (3) 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (4) 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に取り替える。
- (5) 施設は、前各項のもの他、入居者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- (6) 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- (7) 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第23条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

- (2) 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第24条 施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第25条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(身体の拘束等)

第26条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合には身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体的の拘束を行う。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともにその結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化の為指針を整備する。
- (3) 介護職員その他職員に対し身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第27条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

2 前項の入院期間中、入居者及びそのご家族の承諾を得て、第17条第6項に基づき、利用されていない居室（空床）を、短期入所生活介護として利用することができる。

(相談及び援助)

第28条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない入居希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第29条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者の為のレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第30条 利用料

(1) 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

(2) 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、施設サービスに係わる地域密着型施設サービス費用基準額から施設に支払われる地域密着型施設サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

第31条 その他の費用

施設は前条の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入居者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(1) 居住に要する費用

日額：2,760円

(2) 食事の提供に要する費用

日額：1,530円 (おやつ代 70円【希望者のみ】)

(3) 日常生活品代

実費

(4) 電気製品を持ち込んだ場合の電気代

日額：50円/1台 テレビ(24型まで)・電気毛布・加湿器等

(5) 理美容に要する費用

実費

(6) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

実費

(7) 教養娯楽に要する費用

実費

(8) 事務管理費に要する費用

月額：1,500円 書類印刷代、郵送手続き、保険証類の管理費

(9) 前各号の他、日常生活に於いて通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
実費

- 2 施設は、第1項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得ることとする。
- 3 施設は、第1項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載した介護サービス利用料請求書を入居者に対して交付することとする。

(協力病院)

第32条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力病院を定めておく。

(衛生管理等)

第33条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症の予防及び蔓延を予防するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及び蔓延の予防のための指針等を整備する。
 - (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修1並びに感染症の予防及び蔓延防止の為に訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第34条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために虐待防止担当者を設置する。

- 2 施設は、サービス提供中に当該施設職員または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（掲示）

第35条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

- 2 前号にあっては、重要事項を記した文書の常時閲覧可能なファイルの設置を以って代えることができるものとする。

（秘密の保持）

第36条 施設の職員は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、予め文書により入居者の同意を得ることとする。

（苦情の処理）

第37条 施設は、提供した介護サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第38条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応及び次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事象が生じた場合に、当該事実が報告され、且つその分析を行い、改善策を職員に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村並びに入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

（緊急時等の対応）

第39条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第40条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第41条 入居者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 入居者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 入居者は、施設内は禁煙とし、また火気等を用いてはならない。
- (3) 入居者は、施設に危険物を持ち込んではいない。
- (4) 入居者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者の承認を得なければならない。

2 入居者の所持金その他貴重品については、原則持ち込み禁止とする。

(業務継続計画の策定等)

第42条 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対し施設サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 業務継続計画について職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの禁止)

第43条 適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動（各種ハラスメント）であって、業務上必要且つ相当な範囲を超えたことにより職員のあらゆる就業環境等が害されることを防止するために方針を明確化するなど必要な措置を講じるものとする。

(地域との連携等)

第44条 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

2 施設はそのサービスの提供にあたっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、当該施設について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置

し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による報告を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 施設は前項の報告・評価・要望・助言等についての記録を作成すると共に、当該記録を公表するものとする。

(その他の事項)

第45条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、施設は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次の通りに設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時の研修 採用後3か月以内

随時研修 年2回

2 施設は当該施設に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

第46条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月31日から施行する。

この規程は、令和7年10月1日から施行する。